

会員の皆様

令和元年台風第 19 号等の災害に係る支援金のお願い

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
大規模災害対策本部
本部長 常住 豊

令和元年 10 月 12 日に本州に上陸した大型の台風第 19 号は、気象庁より 13 都県に大雨特別警報が発令される記録的な豪雨となり、各地で河川の氾濫・決壊が発生するなど東日本を中心に被害範囲が拡大する大災害となりました。政府においても非常災害対策本部が設置され、14 都県に災害救助法の適用を決定するなど、様々な支援活動が展開されています。

また、その前後にも、台風第 15 号をはじめとする台風や低気圧の影響により、千葉県南部を中心に家屋の倒壊や大規模な停電などの大きな爪痕を残しています。

一連の災害でお亡くなりになられた方々に対しまして、改めて心より哀悼の意を表しますとともに、被災され不自由な生活を余儀なくされておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本会では、台風上陸後ただちに大規模災害対策本部にて情報収集に努めるとともに、「行政書士会・行政書士会員が行える支援」を取りまとめ、総務省に示しました。その結果、総務省より被災地方公共団体が行う復旧・復興支援事業への協力要請があったことから、災害救助法適用対象となった 14 都県の該当行政書士会に対し、「被災自治体及び被災者への支援活動」の協力要請を行いました。

今日に至るまで、各行政書士会において無料相談や罹災証明発行支援など、被災者の生活再建を第一に考えた支援活動に取り組んでいただいている状況ですが、広範囲にわたる浸水被害や橋の崩落など、今回の台風がもたらした被害の爪痕は凄まじく、本格的な復興には、まだ時間がかかる状況です。

これを受けまして、行政書士会が行う被災者支援活動への援助を目的に、以下のとおり支援金を募集いたします。お寄せいただきました支援金につきましては、被災者支援活動を行った被災地行政書士会等に対し、その活動報告等に基づき支給することにいたします。支援金の総額や支給先等については、後日、ご報告させていただきます。

なお、今回の募集でお寄せいただいた支援金の支給後に余剰が生じた場合には、次の災害に備えた支援金に充てる取り扱いとさせていただきますことをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き本会では、全国の行政書士会と連携し、被災地行政書士会及びその会員の皆様に支援するとともに、国民と行政の架け橋である行政書士の公共的役割を果たし、被災地の行政機関や被災者の皆様の支援、被災者の皆様の権利の擁護に取り組んでまいり所存ですので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

振込先等詳細は裏面をご確認ください。

(1) 募金の方法

下記の郵便または銀行の口座にお振替え・お振込みください。

(2) 募集期間

開始時期:令和元年 11 月 1 日(金)

第一次期限:令和元年 12 月末

(3) お振込先

金融機関:ゆうちょ銀行

口座名義:日本行政書士会連合会

○郵便振替の場合

記号番号:00140-5-696512

○銀行振込の場合

口座番号:019(ゼロイチキユウ支店) 当座 0696512

★振込み人記載・入力欄には、お名前又は法人名称の前に、個人会員にあっては行政書士証票等に記載されている 8 桁の「登録番号」を、法人会員にあっては 7 桁の「法人番号」を記載・入力してください。

<記載例>

個人会員:「12345678 ヤマダタロウ」

法人会員:「1234567 ギョウセイシヨシホウジンユキマサ」

★寄付金控除の対象とはなりません。

<支援金と義援金の使途の違いについて>

支援金:日行連、各行政書士会が行う被災者支援活動の一部の援助(今回の募集)

義援金:被災された会員の皆様等への寄付

以上

本件に関するお問い合わせ先

○日本行政書士会連合会

東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 10F

Tel: 03-6435-7330 Fax: 03-6435-7331

担当:宮川、森谷